

1. 議定書原案に対する提言

該当条文 ¹	現状	提言	根拠
該当なし	<p>生物多様性条約（以下、条約）15 条 3 項では、条約の対象となる遺伝資源が「原産国及び条約の規定にしたがって取得した締約国が提供した遺伝資源」と規定されている。したがって、議定書がこの条約の定義を採用した場合、利益配分を行う対象の中には、条約発効以前に原産国から移転した遺伝資源及び条約発効以降に条約に違反して原産国から移転した遺伝資源が含まれていない。</p>	<p>条約発効以前に原産国から移転した遺伝資源及び条約発効以降に条約に違反して原産国から移転した遺伝資源を利用して利益配分を行う場合、締約国は、その遺伝資源の利用から生じた利益を原産国に配分することを奨励することを議定書に記載すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. すでに、多くの遺伝資源が、原産国から主に先進国のジーンバンクや植物園などに移転しているが、議定書が条約 15 条 3 項の定義を採用した場合、多くの原産国に利益配分がなされない可能性がある。 2. しかし、すでに遺伝資源が多くの製品に利用されていることから、議定書において条約発効以前に遡って遡及適用を認めることは困難である。また、条約違反に違反して移転した遺伝資源を議定書で利益配分を行う対象として位置付けることも難しい。 3. したがって、条約 15 条 3 項に含まれない原産国への利益配分を議定書において推奨することが望ましいと考える。なお、自主的に原産国への利益配分を行っている例としては、英国のキュー王立植物園等 3 つの事例がある。
9 条 1 項	<p>議定書原案では次のように規定されている。この議定書のもとで義務を実施するにあたり、締約国は、該当する場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、先住民族及び地域社会の法律、先住民族及び地域社会の慣習法、共同体のプロトコールと手続きを give due consideration(考慮する)。</p>	<p>先住民族及び地域社会の慣習法等は、締約国内において、可能な限り最大限、適用されるべきである。慣習法等を適用しない場合、当該締約国がその理由を先住民族及び地域社会に説明することを規定すべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条約 8 条 j 項では、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民族及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること」が求められており、この規定の適切な実施

¹ 生物多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書原案(UNEP/CBD/WG-ABS/9/3 Annex1)

			を確保するすことが必要である。
13 条 1 項	議定書原案では次のように規定されている。 以下を含むチェックポイントの特定と設置と開示要求： (i) 利用国における権限ある国内当局 (ii) 公的資金を受けた研究機関 (iii) 遺伝資源の利用に係る研究結果を公表する団体 (iv) 知的所有権の審査機関 (v) 遺伝資源から生ずる製品を規制する又は流通許可を行う権限当局	チェックポイントの設置に関する議定書原案の記載を維持するべきである。	1. 遺伝資源の提供国で事前同意に従って取得され利用されていること及び相互に合意する条件が締結されていることを利用国において確認するための仕組みが必要である。

2. 日本政府の発言に対する提言

報告書 ² の番号	日本政府の主張	提言	根拠
107	日本政府は 13 条 4 項の国際的に認知された認証に含まれる最低限の情報に、 non-confidential (秘密でない)を「最低限の」の後に挿入すること提案している。	non-confidential (秘密でない)との言葉は記載するべきではない。	1. 各項目(a)~(k)で開示される情報の詳細については、今後、個別具体的に議論されるべきである。

² Report of the First Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group On Access and Benefit-Sharing (UNEP/CBD/WG-ABS/9/3)